

こ支虐第 213 号
令和 5 年 12 月 12 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都 道 府 県} \\ \text{指 定 都 市} \\ \text{児童相談所設置市} \end{array} \right)$ 児童福祉主管部(局)長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
(公 印 省 略)

児童虐待事案に係るこどもの心理的負担等に配慮した面接の
実施に当たっての記憶の汚染防止等の留意点について

第 211 回国会において成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和 5 年法律第 66 号)により、刑事訴訟法第 321 条の 3 (以下「本条」という。)が創設(施行日は令和 5 年 12 月 15 日)され、性犯罪被害者等の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体(以下「録音・録画記録媒体」という。)について、一定の要件の下、証拠能力が認められることになった。

今般、別添のとおり、最高検察庁刑事部長より各地方検察庁次席検事宛て、警察庁より各都道府県警察等宛て本条の施行を踏まえた留意点について通知等が発出されたので、貴職におかれては、この内容を御了知いただくとともに、管内の児童相談所に周知を図り、刑事事件として立件が想定される虐待事例については、こどもによる被害開示等の情報開示の状況等を適切に記録すること、協同面接実施までの間に誘導や暗示を用いるなどして記憶の汚染を生じさせないことに留意されたい。

また、検察・警察から本条施行に伴う協議の申出があった際には遺漏なく対応し、あらかじめ必要な協議を行うなどして態勢を整備するよう努めるとともに、警察・検察から捜査・公判への協力を求められた場合には、こどもの最善の利益を考慮したうえで、適切に対応されたい。

なお、本通知については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みである。

また、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

原議保存期間10年
(2034年3月31日まで)
刑 事 事 務 課

最高検刑第110号
令和5年12月12日

高等検察庁次席検事 殿 (参考送付)
地方検察庁次席検事 殿

最高検察庁刑事部長 森 本 宏
(公印省略)

刑事訴訟法第321条の3の施行に伴う留意点について (依頼)

第211回国会において成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)により、刑事訴訟法第321条の3(以下「本条」という。)が創設され、性犯罪被害者等の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体(以下「録音・録画記録媒体」という。)について、一定の要件の下、証拠能力が認められることになりました。

各庁におかれては、本条の施行に当たり、下記の点に留意した対応に遺漏のないよう願います。

おって、本件については、法務省刑事局、警察庁及びこども家庭庁と協議済みですので、申し添えます。

記

本条第1項においては、録音・録画記録媒体の証拠能力を認めるための要件の一つとして、「聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるとき」(以下「相当性要件」という。)が規定されている。これは、同項第2号に掲げる措置が特に採られて聴取が行われた場合、その結果を記録した録音・録画記録媒体は、一般的に信用性の情況的保障が担保されているといえるものの、例えば、聴取前に、誘導又は暗示の影響を受けて供述者の記憶が大幅に変容するなどしていた場合、聴取の結果を記録した記録媒体によって供述及びその状況を確認するのみでは事前の記憶の変容が判明せず、信用性の判断を誤らせる危険があることから、そのような場合にまで証拠能力を認めることは相当でないと考えられたことによるものである。

本条の施行に当たっては、聴取対象者等による被害の開示等情報開示（以下「情報開示」という。）から代表者聴取等の聴取実施までの間（以下「初期聴取期間」という。）に、聴取対象者に対して誘導や暗示を用いるなどして記憶の汚染を生じさせてはならないことはもとより、相当性要件の立証のため、情報開示の状況等について報告書等により適切に証拠化することがこれまで以上に重要となると考えられる。

そこで、各庁におかれては、警察及び児童相談所等の関係機関との間であらかじめ必要な協議を行うなどして、初期聴取期間における聴取対象者の記憶の汚染を防止しつつ、情報開示の状況等について適切に証拠化するための態勢を整備するよう努められたい。

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
有効期間	一種(令和11年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
 警視庁刑事部長
 警視庁生活安全部長
 各道府県警察本部長
 (参考送付先)
 警察大学校刑事教養部長
 警察大学校生活安全教養部長
 科学警察研究所総務部長

警察庁丁刑企発第78号、丁人少発第156号
 丁捜一発第177号
 令和5年12月12日
 警察庁刑事局刑事企画課長
 警察庁生活安全局人身安全・少年課長
 警察庁刑事局捜査第一課長

刑事訴訟法第321条の3の施行に伴う留意事項について(通達)

第211回国会において成立した「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」(令和5年法律第66号)により、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第321条の3(以下「本条」という。)が創設され、性犯罪被害者等の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録した記録媒体(以下「録音・録画記録媒体」という。)について、一定の要件の下、証拠能力が認められることとなった。

児童虐待を始めとする児童を被害者等とする事案や性犯罪の被害者が精神に障害を有する事案への対応については、「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との連携について」(令和4年4月1日付け警察庁丁刑企発第22号ほか)及び「性犯罪の被害者が精神に障害を有する事案における検察との連携の試行実施について」(令和4年6月10日付け警察庁丁刑企発第54号ほか)により、地方検察庁、児童相談所等の関係機関と連携した事情聴取等の取組が進められているところであるが、本条の施行に当たっての留意事項は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達については、法務省刑事局及びこども家庭庁と協議済みである。

記

1 被害者等による開示状況の証拠化

本条第1項においては、録音・録画記録媒体の証拠能力を認めるための要件の一つとして、「聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるとき」(以下「相当性要件」という。)が規定されている。これは、同項第2号に掲げる措置が特に採られて聴取が行われた場合、その結果を記録した録音・録画記録媒体は、一般的に信用性の情況的保障が担保されているといえるものの、例えば、聴取前に、誘導又は暗示の影響を受けて供述者の記憶が大幅に変容するなどしていた場合、聴取の結果を記録した記録媒体によって供述及びその状況を確認するのみでは事前の記憶の変容が判明せず、信用性の判断を誤らせる危険があることから、そのような場合にまで証拠能力を認めることは相当でないと考えられたことによるものである。

本条の施行に当たっては、被害者等による被害の開示等情報開示(以下「情

報開示」という。)から代表者聴取等の聴取実施までの間(以下「初期聴取期間」という。)に、被害者等に対して誘導や暗示を用いるなどして記憶の汚染を生じさせてはならないことはもとより、相当性要件の立証のため、被害者等による情報開示の状況等について報告書等により適切に証拠化することがこれまで以上に重要となると考えられる。

そこで、各位におかれては、地方検察庁、児童相談所等の関係機関との間であらかじめ必要な協議を行うなどして、初期聴取期間における被害者等の記憶の汚染を防止しつつ、被害者等による情報開示の状況等について適切に証拠化するための態勢を整備するよう努められたい。

2 指導・教養の徹底

録音・録画記録媒体の証拠能力を認めるための要件の一つとして、本条第1項第2号に掲げる措置が特に採られて聴取が行われたと認められることが必要であるところ、代表者聴取等の実施に当たり、当該措置を採ることが一層重要となることから、本条の趣旨や必要な措置等について、性犯罪や児童虐待等の事件捜査に携わる刑事部門や生活安全部門等の関係部署の捜査員(性犯罪指定捜査員を含む。)、少年補導職員等の代表者聴取等の聴取者となり得る関係職員に対する周知徹底を図るとともに、指導・教養を徹底されたい。

その際には、「取調べ指導官の更なる活用について(通達)」(令和5年3月15日付け警察庁丁刑企発第14号)を踏まえ、部門間の垣根を越えて、刑事部門や生活安全部門等の関係部署が連携した体系的・計画的な指導・教養の実施を図り、代表者聴取等の聴取者としての知識、技能等の向上、その人材育成に努められたい。例えば、代表者聴取等の聴取手法に関する知見を有し、これまで指導・教養を実施してきた者のほか、刑事部門の取調べ指導官や性犯罪捜査指導官、生活安全部門の少年補導職員等であって、指導・教養を実施する知識、技能等を有する者を選定するなど、都道府県警察の実情に応じて適任者を選定した上で、事件捜査に携わる各部門の捜査員に対して様々な機会を捉えて広く指導・教養を実施すること。